

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 消防本部予防課

番号 2

許認可等の内容		危険物の仮貯蔵及び仮取扱の承認
根拠法令及び条項		消防法第10条第1項
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>仮貯蔵及び仮取扱の承認については、仮貯蔵等をしようとする危険物の種類、数量、性質等に応じ、申請場所における当該行為が火災予防上安全であるか否かの観点から判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について (平成4年6月18日消防危第52号) ・積載式移動貯蔵タンクの仮貯蔵について (平成6年7月29日消防危第66号) ・移動タンク貯蔵所等に取り付けられている燃料油メーターの検定作業等に対する消防法上の取扱について (平成8年5月15日消防危第64号) ・震災時等における危険物の仮貯蔵・仮扱い等の安全対策及び手続きについて (平成25年10月3日消防危第171号)
	参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 逐条解説消防法 ・ 危険物規制質疑応答集 ・ 危険物関係法令実例集
	設定等年月日	平成6年10月1日設定 (平成30年10月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	10日間
	設定等年月日	平成6年10月1日設定 (年 月 日最終変更)